下野市共通商品券・プレミアム付商品券 忘れずにお使いください

プレミアム付商品券と下野市共通商品券は、使用期限があります。期限が過ぎた後のご利用、未使用券の払い戻しはできませんので、使い忘れのないようご注意ください。

■**使用期限**　2月29日(土)

下野市共通商品券

■**問い合わせ先**　商工観光課　☎(32)8907

プレミアム付商品券

使用できる店舗の最新情報は市ホームページをご確認ください。

■**問い合わせ先**

非課税の方について
社会福祉課　☎(32)8899

子育て世帯について
こども福祉課　☎(32)8903

加盟店について
下野市商工会　☎(44)0202
石橋商工会　☎(53)0463

市ホームページ

広報しもつけへのご意見を募集しています

Q. あなたは広報しもつけをどのように入手していますか？

1．自治会を通して　2．公共施設で
3．その他（　　）

◎広報しもつけを読んだ感想、取り上げてほしい話題や記事などご自由に意見をお書きください。

※いただいたご意見は、内容を変えない範囲で添削し紙面に掲載させていただく場合がありますのでご了承ください。

難病患者等福祉手当

栃木県が発行した医療受給者証が交付されている方に対し、長期化する医療費の経済的な負担を軽減するために、難病患者等福祉手当が支給されます。

■**対象者**　指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証、一般特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている市在住の方

■**手当の額**　月額2,500円

※年2回、9月末(3月分～8月分)と3月末(9月分～2月分)に振り込まれます。

現況届の提出をお忘れなく

難病患者等福祉手当を受給されている方は、現況届の提出が必要です。対象の方には1月中旬に通知書を郵送しましたので、忘れずに届出をしてください。

■**提出期限**　2月14日(金)

■**必要なもの**

- 指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、一般特定疾患医療受給者証のうちいずれか1つ（コピーでも可）
- 印鑑
- 受給資格者名義の通帳

(変更がある場合のみ。受給資格者が20歳未満の場合、保護者名義の通帳も可)

■**問い合わせ先**

社会福祉課
☎(32)8900　FAX(32)8601